

令和元年度
事業年度に係る業務実績報告書

令和2年6月

地方独立行政法人
大月市立中央病院

大月市立中央病院の概要

1 現況

- ① 法人名 地方独立行政法人大月市立中央病院
- ② 所在地 大月市大月町花咲1225番地
- ③ 設立年月日 2019年(平成31年) 4月 1日【設立に係る根拠法 地方独立行政法人法】
- ④ 役員 (2020年(令和 2年) 3月 31日時点)

役職名	氏 名	役職	任期	担当及び経歴
理事長	佐藤 二郎		自 平成31年4月1日 至 令和5年3月31日	平成31年4月 現職
副理事長	山崎 晓	院長	自 平成31年4月1日 至 令和5年3月31日	平成31年4月 現職
理事	星野 富明	事務長	自 平成31年4月1日 至 令和5年3月31日	平成31年4月 現職
理事	藤本 雄一	事業局長	自 平成31年4月1日 至 令和5年3月31日	平成31年4月 現職
監事	渕岡 彰		自 平成31年4月1日 至 令和4年度の財務諸表承認日	平成31年4月 現職

⑤ 設置・運営する病院 (2020年(令和 2年)3月31日時点)

病院名 大月市立中央病院

主な役割及び機能 二次救急医療機関、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、第二種感染症指定医療機関

所在地 大月市大月町花咲1225番地

許可病床数 197床

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、
皮膚科、泌尿器科、婦人科、歯科口腔外科、麻酔科、総合診療科

敷地面積 10,163.61m²

建物規模	東棟	鉄筋コンクリート造地下1階付5階建	6,356.47m ²
	南棟	鉄筋コンクリート造地下1階付3階建	3,040.50m ²
	別館	鉄筋コンクリート造地下1階付2階建	1,236.46m ²
	西棟	鉄筋コンクリート造3階建	1,154.63m ²
	レトゲン棟	鉄筋コンクリート造平屋建	293.85m ²
	給食棟	鉄筋コンクリート造地下1階付2階建	696.76m ²
	渡り廊下	鉄筋コンクリート造地下1階付平屋建	146.31m ²
	防災倉庫	鉄筋コンクリート造2階建	152.84m ²

⑥ 資本金の額

222,813,833円 (法人設立に伴う大月市からの現物出資 122,813,833円)
(2019年4月1日大月市からの出資金 100,000,000円)

⑦ 職員数 (2020年(令和2年)3月31日時点) (専任役員除く。)

職員は、正職員99人（平均年齢44.9歳、前年度比25人減）、臨時職員85人（同25人増）、派遣職員10人（同10人増）、非常勤医師75人（同5人増）の268人（同15人増）となっている。

2 大月市立中央病院の基本的な目標等

大月市立中央病院は、昭和39年9月開院以来、大月市の中核的な病院として、地域医療の充実を図ってきた。

近年、地域医療を取り巻く環境がますます厳しくなるなかで、大月市が出資する地方独立行政法人と経営形態を変え、経営改善に取り組むこととした。

地方独立行政法人大月市立中央病院は、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮し、地域医療を担う中核病院として市民の健康の維持・増進に寄与することを目標としている。

新たな法人のスタートとともに定めた「病院の理念」と「基本方針」は次のとおりである。

① 病院理念

私たちは、地域の人々と共に生き、信頼される医療人として、地域の人々の暮らしを守ることを使命とします。

② 基本方針

- ・急性期、回復期から慢性期、そして介護まで継ぎ目のない地域に密着した医療を行います。
- ・他の医療機関、介護・福祉施設、行政機関と緊密に連携し、包括的な医療を提供します。
- ・予防医療に注力し、地域の人々の健康を守ります。
- ・地域の人々とのコミュニケーションを大切にし、情報の公開に努めます。
- ・常に研鑽に心掛け、医療の倫理を重んじ、医療の安全と質の向上を目指します。
- ・健全で持続可能な病院であるために、変化を恐れずに病院経営に取り組みます。

③ 沿革

- 昭和37年 9月 1日 済生会大月病院を吸收開設、名称「大月市立市民病院」
昭和39年12月 現在地へ新築移転
昭和52年 4月 名称を「大月市立中央病院」に変更
昭和54年 2月 総合病院の指定・病院群輪番体制救急病院の指定（224床）
昭和59年12月 人工透析装置20台設置
昭和63年 4月 CT画像診断システム導入
平成 6年 4月 南病棟開棟
平成 8年 4月 西病棟完成
平成 8年11月 災害拠点指定病院の指定
平成14年 2月 救急医療機関の認定
平成24年11月 東棟建設・既存棟改修工事に着工
平成26年 3月 東棟（新病棟）で診療を開始
平成27年 3月 竣工記念式典を挙行
平成30年 1月 地方独立行政法人化を決定
平成31年 4月 地方独立行政法人大月市立中央病院としてスタート

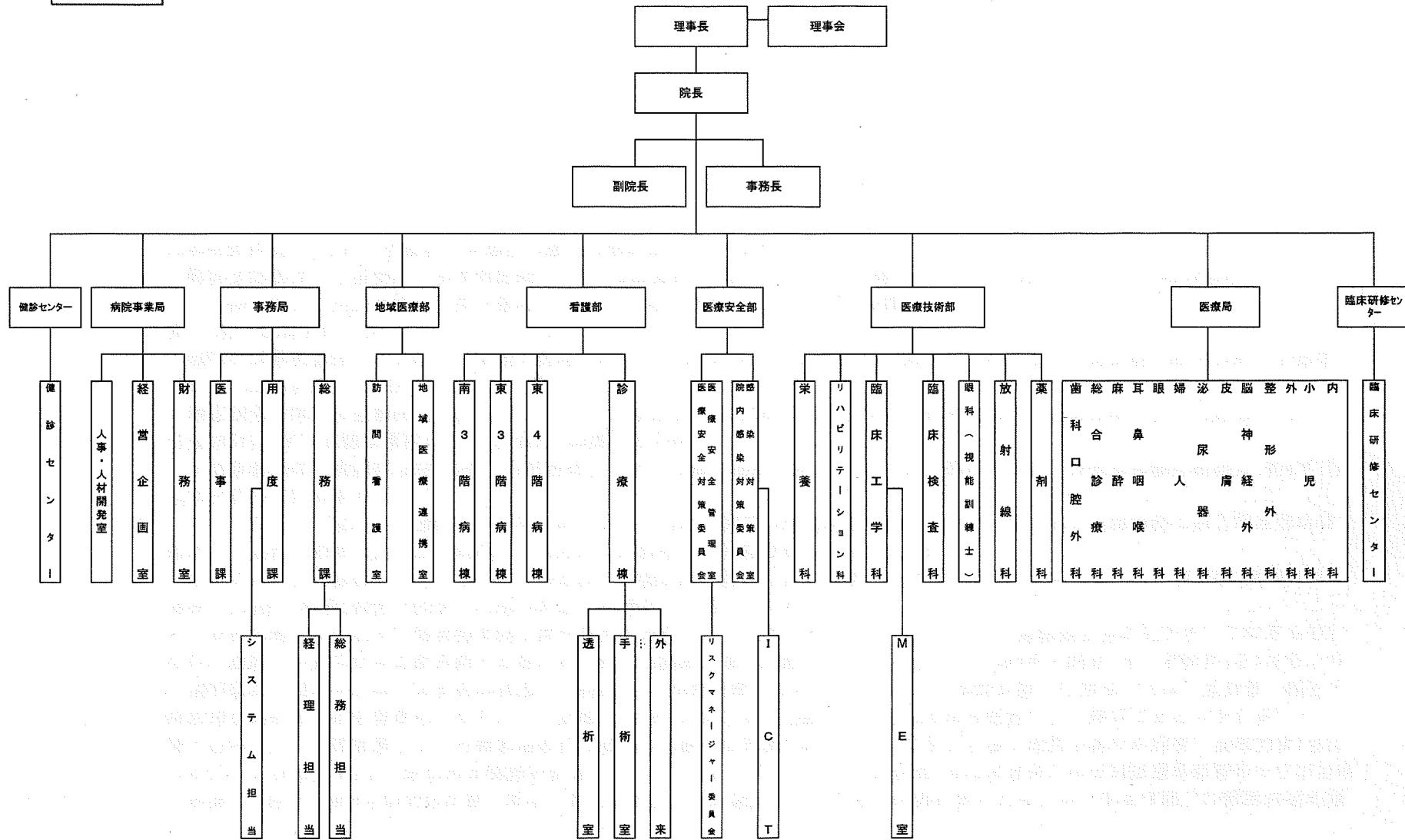
④ 独法化までの経緯

- 平成29年 7月 大月市立中央病院運営委員会から市長へ提言書の提出
平成30年 1月 地方独立行政法人化を決定
平成30年 3月 地方独立行政法人大月市立中央病院定款、地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会条例を議決（市議会）
平成30年 6月 地方独立行政法人大月市立中央病院中期目標、地方独立行政法人大月市立中央病院の重要な財産を定める条例を議決（市議会）
平成30年12月 地方独立行政法人大月市立中央病院に承継させる権利を定める件を議決（市議会）
平成31年 3月 地方独立行政法人大月市立中央病院への職員の引継ぎに関する条例、大月市立中央病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例等を議決（市議会）
平成31年 4月 地方独立行政法人大月市立中央病院設立（4月1日登記）

地方独立行政法人大月市立中央病院機構図

令和2年3月31日現在

⑤ 組織図



■全体的な状況

1 総括と課題

当院は、昭和37年9月の開設以来、富士・東部医療圏の中核病院として、その役割を担ってきたが、近年は厳しい経営状況が続いたため、平成29年3月「市立中央病院改革プラン2017」を策定し、さらに平成29年7月に大月市立中央病院運営委員会から大月市長に提出された「提言書」により経営健全化に向け経営形態の見直しを迫られたことから市と協議を重ねた結果、平成30年1月に地方独立行政法人化を目指すこととなり、平成31年4月1日地方独立行政法人大月市立中央病院として新たにスタートした。

病院運営に当たっては、大月市が策定した4年間の「中期目標」に沿って作成した「中期計画」の達成に向け、理事長、院長を中心に職員が一丸となって取り組んできたが、長年の課題である常勤医師は、内科5名、外科1名、眼科1名、麻酔科1名の8名であり、外来診療については、非常勤医師に頼らざるを得ない状況が続く中で、令和元年8月には看護師不足などから、これまでの3病棟（120床）から2病棟（88床）に縮小せざるを得ない状況となってしまった。

このため、入院収益及び外来収益については、中期計画に掲げる目標数値を大きく下回ることとなったが、薬品費や診療材料費など、経費の削減に取り組んだ結果、収支は中期計画の目標数値を上回ることとなった。

しかしながら、市からの運営費負担金に頼らざるを得ない厳しい経営状況は続いている、さらなる経営改善に取り組まなければならない状況である。

入院患者数は、年間延べ26,754人（1日平均73.1人）で前年度比3,501人（11.6%）の減となり、外来患者数は年間71,904人（1日平均247.9人）で前年度比101人（0.1%）の減となった。

病床利用率は、許可病床197床に対し37.1%、稼働病床120床に対しては60.9%となっており、平均在院日数は一般病床13.3日であり、前年度比1.3日の減となった。

病院群輪番制病院として休日・夜間に診察した患者数は、2,633人でうち421人が入院、前年度比で患者数は81人の増、入院患者は123人の減となった。

へき地診療は、36回実施し、延べ患者数は323人で前年度比24人（6.9%）の減である。

健診受診者は、住民健診、企業健診等8,215人で前年度比583人（7.6%）の増となり、小中学校の児童・生徒の尿検査は1,306人で前年度比233人の減、保育所・保育園の園児の尿検査は187人であった。

2-1 大項目ごとの特記事項

(1) 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する取組

富士・東部圏域の中核病院として、医療資源が不足する地域への診療を効果的に行うとともに、既に高齢化人口が減少しつつある本市において、地域医療構想を踏まえた当院の役割を担うため、急性期・療養及び地域包括ケア病床を維持しつつ、患者動向や医療需要等の社会変化に即した対応を図らなければならないことから、8月に病棟編成を行った際には東3階を急性期病棟に、東4階を療養及び地域包括ケア病床として入院患者に対応している。

救急医療については、夜間・休日の医師等を確保し、365日24時間救急医療体制の維持・充実に努めており、「断らない救急」を目指し、当番医を非常勤医師に頼らざるを得ない状況が続いているものの、救急隊から受付要請のあった救急患者は基本的に一旦受け入れ、診断を行った後、必要に応じて、他の医療機関へ転送するなど、救急応需率の向上に努めている。

高齢者や障害を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、急性期から維持期・生活期に至る幅広いリハビリーションを提供するため、今年度は新たに理学療法士2名、作業療法士1名を採用した。

東部地域の災害拠点病院として、医師2名、看護師4名、技師3名がDMA-T登録をしており、山梨県主催の大規模地震時医療活動訓練など各訓練に参加するとともに、国からの感染患者搬送要請に応え出動した。防災倉庫に患者用に加え職員用の備蓄食料品を整備した。

東部地域で唯一の健診センターとして、市民の健康保持及び疾病予防の推進に努めており、特定健診やがん検診等の各種健康診断及び企業健診、就職向け等の個人健診の受診率向上を目指す中で、今年度は婦人科健診の充実を図るため、市内開業医に非常勤医師として勤務をお願いした。

富士・東部圏域の唯一のへき地拠点病院として、容易に医療機関を利用できない人々がいる市内（2ヶ所）、都留市、小菅村の計4ヶ所の無医地区へ巡回診療を行った。

常勤医師確保については、山梨大学医学部附属病院への働きかけや紹介業者の情報を得ながら確保に努めているものの厳しい状況が続いているが、地方独立行政法人の特徴である多様な勤務形態や給与制度の活用により、令和2年度から9名の常勤医となる予定である。

看護師は、地方独立行政法人化に伴い過去2年は中途で退職する者が多かったが、今年度は定年退職含む3名が退職した。看護師を確保するため、ハローワークや広報誌、ホームページなどの利用に加え、職員の知り合い、過去の勤務者、新聞折り込みやポスティングを利用しての募集、さらには紹介業者の活用などを行ったが、厳しい状況が続いていることから、令和2年度は外国人（中国）を採用する予定である。

他の医療技術職員については、戦略会議等で議論する中で、中・長期的な職員数を踏まえながら、必要な時期に必要な人員を確保することを基本に、今年度は1月までに薬剤師及び管理栄養士を採用した。

医療安全対策については、医療安全対策委員会及びリスクマネージャー会議の委員を中心に医療安全にかかる情報の収集・分析・改善を行っている。

また、富士・東部医療圏の中核的病院としての役割を果たすため、北都留医師会の定例会に参加するなど、連携強化を図っているものの、それが紹介率及び逆紹介率の改善に結びついてはいない。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する取組

中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、理事長、院長をはじめとする管理職等12名で構成する戦略会議及び常勤医師全員と各科の長など30名で構成する診療会議において、年度当初に立てた目標数値について各診療科・部門別に進捗状況の把握、課題解決を行うなど、業務の改善及び効率化に対して、組織全体的に取り組んでいる。

医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得を促し、今年度は臨床検査科の職員が新たな資格を取得したが、職員が積極的に資格を取得するような環境を整えたい。

新しい人事制度の構築や勤務成績を考慮した給与制度については、非常に難しい課題であり、今年度は取り組みを行わなかつたが、専門家の力を借りながら少し時間を掛けながら取り組んでいく予定である。

職員の就労環境を整備するため、アンケート調査やハラスマント研修会を実施し、外部の相談窓口を設置するなど、職員のモチベーションの維持、職員の悩みなどの相談体制の整備に努めた。

収入の確保及び費用の削減については、常勤医師や看護師確保が思うように進まなかつたことにより、外来診療を非常勤医師に頼らざるを得なかつたことや3病棟を2病棟に縮小したことなどから、「中期目標」の目標数値を大きく下回ってしまったが、外部委託の複数年契約の採用、薬品、診療材料の調達コストの見直しや在庫管理を適正に実施し、院内在庫を必要最小限に抑えとともに、後発医薬品を積極的に採用したことなどから目標数値を上回る経費の削減ができたことにより、收支は中期計画の目標数値を上回ることができた。

項目別の状況

年度計画	NO	法人の自己評価	委員会の評価	
評価の判断理由(実施状況等)	評価	評価委員会コメント		
第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	大項目1			
1 医療サービス				
(1)地域医療の維持及び向上 富士・東部保健医療圏域の中核病院として、医療資源が不足する地域への診療を効果的に行うとともに、市立中央病院新改革プラン2017に掲げる地域医療構想を踏まえた当院の役割を担い、地域の医療機関との機能分化・連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献する。	小項目1	富士・東部圏域の中核病院として、医療資源が不足する地域への診療を効果的に行うとともに、既に高齢化人口が減少しつつある本市において、地域医療構想を踏まえた当院の役割を担うため、急性期、療養及び地域包括ケア病床を維持しつつ、患者動向や医療需要等の社会変化に即した対応を図らなければならないことから、8月に病棟編成を行った際には東3階を急性期病棟に、東4階を療養及び地域包括ケア病床として入院患者に対応している。	3	
(2)救急医療体制の充実 地域の医療機関と連携し、夜間・休日の医師等を確保し、365日24時間救急医療体制の維持・充実を図る。救急隊から受け入れ要請のあった救急患者は、基本的に全て一旦受け入れ、診断を行った後、必要に応じて他の医療機関へ転送するなど、「断らない救急」を提供する。救急患者の受け入れを円滑に行うため、空床状況の把握等、病床管理の徹底を図る。 また、対応困難な疾患や三次救急の対象となる患者については、山梨大学医学部附属病院、山梨県立中央病院をはじめとする三次救急等の病院と緊密に連携し、地域での持続可能な救急医療体制を確保していく。	小項目2	救急医療については、夜間・休日の医師等を確保し、365日24時間救急医療体制の維持・充実に努めており、「断らない救急」を目指し、当番医を非常勤医師に頼らざるを得ない状況が続いているものの、救急隊から受付要請のあった救急患者は基本的に一旦受け入れ、診断を行った後、必要に応じて、他の医療機関へ転送するなど、救急応需率の向上に努めている。 2019年度の休日・夜間の救急応需率は、93.5%(前年度92.5%)でうち救急隊からの要請は95.0%(前年度93.9%)となった。	2	
(3)高齢社会に対応した医療機能 高齢者が増え、生活習慣病をはじめとする慢性疾患を一人の患者がいつも抱えているケースが増加していることから、急性期から回復期(地域包括ケア病床)、慢性期(療養病床)まで切れ目のない医療の提供に努めるとともに、介護医療院の創設について検討する。特に回復期及び慢性期医療機能を強化するため、総合診療科の機能を充実させる。新たに常勤内科医師を確保することにより総合診療科の機能の充実を図り、疾患の多様化、複雑化にも対応できるような診療体制を整備するとともに、若手研修医が地域医療を学ぶ現場としての機能を充実させる。 高齢者や障害を持つ者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、急性期から維持期・生活期に至る幅広いリハビリテーションを提供することで、市民の寝たきり予防、障害の改善、生活再建、社会参加を支援する。	小項目3	患者の高齢化に対応するため非常勤医師ではあるが、整形外科のほか、泌尿器科を週3回とした。 高齢者や障害を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、急性期から維持期・生活期に至る幅広いリハビリテーションを提供するため、今年度は新たに理学療法士2名、作業療法士1名を採用した。	3	
(4)災害時等における医療協力 大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備する。災害時には、地域災害拠点病院として、患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣し、医療救護活動を実施する。県内の基幹・地域災害拠点病院との連携のもとに地域住民が安心できる医療の提供に努める。	小項目4	東部地域の災害拠点病院として、医師2名、看護師4名、技師3名がDMAT登録をしており、山梨県主催の大規模地震時医療活動訓練など各訓練に参加するとともに、国からの感染患者搬送要請に応え出动した。	4	

	<p>新型インフレンザ等の感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、第二種感染症指定医療機関として、迅速に医療の提供を行う。</p>	
<p>(5)予防医療の取組み</p> <p>東部地域で随一の健診センターとして市民の健康保持及び疾病予防の推進に努める。早期の専任医師及び保健師の確保、施設の充実により、特定健診やがん検診等の各種健康診断及び企業健診、就職向け等の個人健診の受診率向上を図り、市民の健康寿命の延伸を図る。</p>	<p>小項目 5</p> <p>様々な災害に備えるため防災倉庫に患者用に加え職員用の備蓄食料品を整備した。また、市と北都留医師会から委託されている仮設救護所用の医薬品の管理を引き続き行った。 COVID-19に対しても万全の態勢を整えた。</p>	4
<p>(6)地域包括ケアシステムの推進</p> <p>市立中央病院新改革プラン 2017 に掲げる地域包括ケアシステムの構築に向けて当院が果たすべき役割を踏まえ、富士・東部医療圏の二次救急医療機関として、急性期から回復期及び慢性期医療を担い、地域の機能分化を見据え、同圏域内の病院や診療所等との連携や医療資源の効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムの構築に取り組む。</p> <p>また、施設から在宅への復帰を促進するため、在宅復帰した患者が万が一体調を崩すなどの緊急時には 24 時間体制で受け入れる診療体制整備の維持に努める。</p>	<p>小項目 6</p> <p>東部地域で随一の健診センターとして、市民の健康保持及び疾病予防の推進に努めており、特定健診やがん検診等の各種健康診断及び企業健診、就職向け等の個人健診の受診率向上を目指す中で、今年度は婦人科健診の充実を図るため、市内開業医に非常勤医師として勤務をお願いした。 住民健診、企業健診等の受診者は、8,215 人で前年度比 583 人(7.6%)の増である。</p>	3
<p>(7)へき地医療の継続と充実</p> <p>富士・東部圏域の唯一のへき地拠点病院として、容易に医療機関を利用できない人々がいる無医地区への巡回診療の継続・充実に努める。また、慢性的に不足するへき地医療を担う医師の教育研修を実施し、へき地医療を担う医師の確保に努める。</p>	<p>小項目 7</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて市が主催する「地域包括ケア推進会議」に常勤医師及び地域連携担当者が参加し、地域の医療従事者のみならず、介護や福祉関係者とも交流し、意思疎通のしやすい「顔の見える関係」を構築してきている。</p>	3
<p>2 医療水準の向上</p>		
<p>(1)医療職の人材確保</p> <p>① 医師の人材確保</p> <p>ア 医療水準を向上させるため、山梨大学医学部附属病院との連携強化や公募による採用等を活用しつつ、特に常勤医師の確保に努め、現在の非常勤医師に依存する体制の是正に努める。</p> <p>イ モチベーションの向上のため、診療実績等を踏まえて医師の業績が反映される給与制度へ移行する。</p>	<p>小項目 8</p> <p>富士・東部圏域の唯一のへき地拠点病院として、容易に医療機関を利用できない人々がいる市内の瀬戸地区、奈良子・浅川地区、都留市の大平地区、小菅村の長作地区の計4ヶ所でへき地診療を継続しており、延べ患者数は 323 人で前年度比 24 人(6.9%)の減である。</p> <p>常勤医師については、内科医 5 名、外科医 1 名、眼科医 1 名、麻酔科医 1 名の計 8 名でスタートした。</p> <p>常勤医師確保については、山梨大学医学部附属病院への働きかけや紹介業者の情報を得ながら確保に努めているものの厳しい状況が続いている。年度末には 2 名の内科医が退職となつたが、地方独立行政法人の特徴である多様な勤務形態や給与制度の活用により、令和 2 年 4 月からは 3 名の内科医が入職することとなり 9 名の常勤医となる予定である。</p> <p>新しい人事制度の構築や勤務成績を考慮した給与制度については、非常に難しい課題であることから、専門家の力を借りながら少し時間を掛けながら取り組んでいく予定である。</p>	2

ウ 医師負担の軽減により、医師確保と定着化を促進するため、医師について多様な勤務形態の導入を検討するとともに、ドクターズクラーク(医師事務補助)など医師を支援する職種の充実を図る。

② 看護師及び医療技術職員の人材確保

教育実習等の受け入れや職場体験、関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師、薬剤師、放射線技師、検査技師等の確保に努める。
特に看護師については、認定看護師等の採用及び資格取得を推進し、看護の質の向上を図る。

増員計画

区分	2017年度実績	2019年度目標値
常勤医師数	11人	10人
認定看護師数	3人	3人

ドクターズクラーク(医師事務補助)を医事課に6名配置している。医師のみならず看護師・技師の負担軽減による効率UPや医療事故防止、さらに声かけ等による患者サービス向上にも資することから、スキルアップ教育に取り組んでいく予定である。

看護師は、地方独立行政法人化に伴い過去2年は中途で退職する者が多かったが、今年度は定年退職含む4名が退職した。看護師を確保するため、ハローワークや広報誌、ホームページなどの利用に加え、職員の知り合い、過去の勤務者、新聞折り込みやポスティングを利用しての募集、さらには紹介業者の活用などにより、中途採用者や奨学生の申請者が増えつつあるが、令和2年度の新卒採用予定者がいないことが予想され、厳しい状況が続いていることから、一般社団法人医療人材国際交流協会(東京都福生市)との協定の締結により、日本語のN1を取得し、日本の看護師試験に合格した外国人(中国)を令和2年度には3名採用することとし、中途採用者1名を加え4名を採用する予定である。

その他の医療技術職員については、戦略会議等で議論する中で、中・長期的な職員数を踏まえながら、必要な時期に必要な人員を確保することを基本に、今年度は4月には理学療法士2名、作業療法士1名を、10月に薬剤師、1月に管理栄養士1名を採用するとともに、令和2年度には社会福祉士1名、臨床工学技士1名、管理栄養士1名の採用を予定している。

2019年度実績

常勤医師 7人(未達)
認定看護師 3人(達成)

(2)医療安全対策の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図る。
また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努めるとともに、適切な行動を行う。
① 患者との信頼関係を強化し、患者が安心して良質な医療を受けられるような安全管理と事故防止対策の充実を図る。
② ヒューマンエラーが起こりうることを前提として、エラーを誘発しない環境、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体で整備する。
③ 職員の自主的な業務改善や能力向上活動を強化する。
④ 継続的に医療の質の向上を図る活動を幅広く展開していく。

小項目9

医師を委員長とするリスクマネージャー会議を毎月開催し、インシデント、アクシデントの情報収集及び分析を行うとともに、その結果を理事長が委員長を務める医療安全対策委員会に報告し、情報の共有を図るとともに安全管理と事故防止対策を徹底している。7月には「生体情報モニターの安全管理」、10月に「患者・家族とのコミュニケーション」と題した研修会を実施し、参加できなかった職員はビデオ研修を行うなど、医療安全対策に取り組んでいる。

また、院内感染防止対策委員会とICT(感染対策チーム)が合同で、7月には「適切な手指消毒」と「抗菌薬療法の基礎知識」、10月に「感染対策の基本」と題した研修会を実施した。院内感染防止対策委員会を月1回開催するとともに、年4回の院内巡視を実施しており、1月には新型インフルエンザ等に対応するため臨時の委員会を開催し、ICTと合同で訓練も実施した。ICTは毎週のラウンドとともに、11月には全職員を対象に「感染防護服着脱訓練」を実施した。

4

(3)地域医療連携の推進 富士・東部医療圏の中核的病院としての役割を果たすため、北都留医師会との連携を強化し、機能分担と病診連携を強化する。紹介率及び逆紹介率を改善するための仕組みづくりを推進する。北都留医師会との顔の見える関係を築くためにも、市民に対して軽症の場合には自身のかかりつけ医への受診を促すなど、受診行動への啓蒙活動を行う。 また、東部地域において規模及び機能が近い上野原市立病院及び都留市立病院との連携・棲み分けについて早期に協議の場を設け、広域連携の可能性について検討するとともに、民間病院との連携強化を図る。	小項目 10 富士・東部医療圏の中核的病院としての役割を果たすため、甲府市などの高次医療機関及び近隣の市立病院などと連携を図っている。さらに北都留医師会の定例会に参加し医師による顔の見える関係を築くなど、連携強化を図っているものの、それが紹介率及び逆紹介率の改善に結びついているわけではない。 2019年度実績 紹介率 22.2%(未達) 逆紹介率 12.0%(未達)	2	
(4)計画的な医療機器の整備 地域のニーズにあった良質な医療を提供するために、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行う。 なお、高額医療機器の入れにあたっては、他病院の導入実績を把握し、購入費用の削減を図る。	小項目 11 医療機器の整備に当たっては、県の補助制度を活用するとともに、市からの長期借入金、ふるさと応援基金を活用し計画的な整備を行った。 用度課に医療機器の購入に精通したプロパー職員を配置したことにより大きな削減成果を挙げている。 ○2019年度で整備した主な医療機器 ・与薬カート・救急薬剤保管庫 2,144,664円 ・東3.4階病棟ナースコール連動装置 7,700,000円 ・健診システム+外部依頼予約システム 12,100,000円 ・眼科用スリットランプ 4,070,000円	3	
(5)病院機能評価の受審 質の高い医療を効率的に提供していくために、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の早期認定を目指し、一般的病院運営の水準と比較することで、医療機能の一層の充実・向上を図る。	小項目 12 質の高い医療を効率的に提供していくために、中期目標の期間中に公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指しているが、今年度は体制が整わなかつたことから受審を見送った。	1	
3 患者サービスの一層の向上			
(1)患者中心の医療の提供 ① 医療の中心は患者であるという認識の下、患者とその家族が自ら受ける治療に納得し、治療及び検査の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底する。 ② 療を自由に選択する患者の権利を守るため、患者が治療法等を判断する際に、主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようセカンドオピニオンの体制を強化する。 ③ 医療相談機能を充実させるため社会福祉士を配置する等、医療連携室の人員を適切に配置し、患者相談窓口の充実を図る。	小項目 13 インフォームド・コンセントの徹底については、患者と家族から信頼され納得に基づいた医療を行うために、患者や家族が理解しやすいよう絵や図等を用いて丁寧に説明するよう努めた。 セカンドオピニオンについては、地域医療連携室を窓口とともに、他医療機関への紹介の際は患者がスムーズに受診でき利用対応している。 看護副部長など3名の現体制に、令和2年4月に社会福祉士1名を増員し充実する予定である。	3	

(2)診療待ち時間の改善等 ① 来診療、検査等の待ち時間の実態調査を実施し、患者ニーズを把握しながら、患者の利便性の向上に取り組む。 ② 初診予約制度等の予約診療の検討を行い、診療待ち時間の改善を図る。 ③ 検査機器の稼働率の向上等により、検査待ち日数及び時間の短縮を図る。 ④ 手術室の効率的な運用等、手術の実施体制を整備し、手術の待機日数短縮に努める。	小項目 14	外来診療、検査待ち時間の実態調査は実施できなかったが、待ち時間が長いと思われる患者さんには、看護師・補助看護師・ドクターアシスタントが声掛けをし、事情を説明しながら理解をしていただいている。実態調査の実施より状況を把握したうえで改善策を講じる必要がある。	2	
(3)患者・来院者のアメニティ向上 患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、院内巡回を定期的に実施し、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。 また、患者、来院者及び職員の健康に配慮するため、引き続き敷地内禁煙を徹底する。	小項目 15	患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、院内清掃を徹底するとともに、患者来院者、職員に配慮し敷地内禁煙を徹底している。	3	
(4)患者の利便性向上 地域ボランティア活動と連携・協力して患者サービスを向上させるため、ボランティアの積極的な参加が可能となるよう検討を進める。最寄り駅からの交通案内や時刻表の案内など病院へのアクセス、玄関案内、受付案内など病院内の案内及び院内の移動等の介助を充実させ、患者の利便性の向上に取り組む。	小項目 16	外来診療においては、患者さんにわかりやすい案内を常に心がけ、掲示物や表示板の整理を行っている。患者サービスを向上させるための地域ボランティアとの連携については課題となっている。	2	
(5)職員による接遇向上 ① 全ての職員が医療サービスの提供者であることを改めて認識する。 ② 患者、利用者の意見・要望等を把握する投書箱の活用により、患者サービスの向上につなげる。	小項目 17	病院職員としての接遇の基本姿勢と知識を身に着け、患者や家族に対するマナー・サービスの質の向上を図るために、今年度は 6 月に山梨中央銀行経営コンサルタントから講師を招き、接遇研修を実施した。「患者さまの声」記入用紙と図書箱を出入り口付近に設置し、意見・要望には医療連携室による迅速な対応を実施している。	2	
4 より安心で信頼できる質の高い医療の提供				
(1)医療安全対策の徹底 ① 市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全対策委員会においてインシデント・アクシデントに関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。 ② 患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど院内感染対策の充実を図る。 ③ 医薬品等の安全使用確保に努め、入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師による与薬や服薬指導を拡充する。	小項目 18	リスクマネージャー会議及び医療安全対策委員会を毎月開催し、インシデント・アクシデントについて情報の共有、安全管理、事故防止対策を徹底している。 突如発生した COVID-19 に対しても、医療安全委員会が核となり、動線分離・面会制限・消毒実施・院内感染拡大防止策など適切に対応しており、山梨県ほか業界の評価を得ている。 医薬品等の安全使用確保に努め、入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師による与薬や服薬指導を行っている。	4	
(2)法令の遵守等(コンプライアンス) 市立病院としての使命を果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定、チェック等を通じて、役職員の行動規範と医療倫理を確立する。 また、個人情報保護及び情報公開に関しては、大月市個人情報保護条例及び大月市情報公開条例の趣旨を尊重し、市の機関に準じて適切に対応することとして、カルテ(診療録)等	小項目 19	医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、個人情報保護及び情報公開に関しては、大月市個人情報保護条例及び大月市情報公開条例の趣旨を尊重し、市の機関に準じて、法人化に伴い、個人情報取り扱い規程、診療情報開示に関する規程及び診療情報開示に関	3	

の個人情報の保護ならびに患者及びその家族への情報開示を適切に行う。	する事務処理要領を策定し、カルテ(診療録)等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行っている。 また、11月には個人情報保護推進委員会による個人情報保護に関する研修会を開催し、個人情報の重要性などを確認した。		
5 市の医療施策推進における役割の発揮			
(1)市の保健・福祉行政との連携 市民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から市の機関と連携・協力して、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などによる一次予防に重点を置き、疾病予防や介護予防の推進を図る。	小項目 20	市民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から市の機関と連携・協力して、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施している。	3
(2)市民への保健医療情報の提供及び発信 医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、市民対象の公開講座の開催、ホームページやメールマガジンでの医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進する。ホームページ上で看護科の業務等を紹介する「おいでナース室」についても引き続き、積極的な情報公開に努める。	小項目 21	医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、市の広報紙に当院や医療に関する情報を提供している。また、ホームページをリニューアルしわかりやすく見やすい情報提供に努めるとともに、看護科の業務や募集について積極的に情報提供を行っている。	4
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達するためにとるべき措置	大項目2		
1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立 恒常に赤字決算が続いていること、非常に厳しい経営状況にあることを全役職員が認識し、徹底した業務運営の改善に取り組む。 地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うとともに、年度計画の着実な達成に向けて、各診療科・部門別の毎月の収支を計算するなどの経営分析や、計画の進捗状況の定期的な把握等を行う。	小項目 22	中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、医師、看護師、コメディカル、事務職員等の代表者で構成する戦略会議(12人、月1回～2回開催)や、医師、看護師、各コメディカル、事務職員の代表で構成する診療会議(30人、月1回))において、各診療科・部門別の毎月の収支を計算するなどの経営分析や、計画の進捗状況を把握し改善点などを協議し業務運営の改善に努めている。	3
2 効率的かつ効果的な業務運営			
(1)適切かつ弾力的な人員配置 地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員の配置を適切に行う。 また、柔軟な賃金体系を設け、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び業務運営に努める。	小項目 23	地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師については、柔軟な勤務時間・賃金体系により、常勤医師の確保を行った。 また、他の職員についても、採用時期、採用者数とともに柔軟に対応することによって、管理栄養士、社会福祉士、臨床工学技士などとともに、事務職員についてもプロパー化を目指す中で採用した。 しかしながら、ここ数年、事務職員が減員となり、業務量も増えていることから長期的視点も踏まえた採用が必要である。	2
(2)職員の職務遂行能力の向上 ① 医療スタッフの職務遂行能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備する。	小項目 24	医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、各科等でそれぞれが関係する研修会に積極的に参加している。今年度は、臨床検査技師が肝炎コーディネーターの資格を取得したが、今後も職員が資格を取得しやすいような環境づくりに努めたい。	3

<p>②医療経営の専門性の高まり、医療を巡る環境の急激な変化等を踏まえ、段階的に事務職員のプロパー化を図るとともに、診療情報管理士等の資格取得を促進し、病院経営の分析能力や、診療情報の管理・分析の専門能力を有する事務職員を採用、確保・育成することにより、経営成績の自己評価を行う。</p> <p>③医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知することにより、全職員が経営感覚とコスト意識を高め、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図る。</p>	<p>また、事務職員を段階的にプロパー化を図るために 3 人を採用したが、それが市からの派遣職員の減員にもつながることから、市と十分に協議しながら進めたい。</p> <p>医事課に配置した診療情報管理士により、従来の診療請求もれを適正に請求できるようになり、増収につながっている。</p> <p>全部署の代表者で組織する診療会議や経営に関する検討を行う戦略会議を毎月開催し各種の情報分析や方針確認を行うとともに各部署職員への周知を図っている。</p>	
<p>(3)新しい人事評価制度の構築</p> <p>職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新人事評価制度の導入を図る。</p>	<p>小項目 25</p> <p>新しい人事制度の構築や勤務成績を考慮した給与制度については、非常に難しい課題であることから、総務課職員を早期に採用し専門家の力を借りながら当法人に最適な制度の実施に取り組んでいく予定である。</p>	<p>1</p>
<p>(4)勤務成績を考慮した給与制度の導入</p> <p>地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 57 条第 1 項の規程に基づき、新人事評価制度を策定する。新人事評価制度においては、職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行い、適切な運営を図る。</p>	<p>小項目 26</p> <p>(同上)</p>	<p>1</p>
<p>(5)職員の就労環境の整備</p> <p>日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員を確保するため、柔軟な勤務体制の採用、時間外勤務の削減、休暇取得の促進等、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備する。</p> <p>時間外勤務が恒常化している部門については、業務フローを見直すことで、時間外勤務の削減を目指す。看護部門においては、看護記録の自動入力化を推進し、業務効率化を図る。</p> <p>職員のモチベーションを維持するために、職員の悩みなどの相談体制を整備するとともに患者からの過度の苦情への対応等を図る。</p>	<p>小項目 27</p> <p>職員の就労環境を整備するため、衛生委員会が中心となってハラスマントに関するアンケート調査や 12 月には研修会を実施し、その成果として外部の相談窓口を設置するなど、職員のモチベーションの維持、悩みなどの相談体制の整備に努めた。</p>	<p>3</p>
<p>(6)業務改善に取り組む組織風土の醸成</p> <p>日常業務をより効率的・効果的に行うために、各部門間のコミュニケーションを良くし、連携を円滑にし、職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土の醸成を目指す。</p>	<p>小項目 28</p> <p>日常業務をより効率的・効果的に行うために、各種委員会などを通じて、各部門間のコミュニケーションを大切に職員の業務への意欲を高めるとともに、継続的に業務改善へ取り組む組織風土の醸成を目指している。</p> <p>法人化後徐々に執行部の姿勢が浸透し法人化に対する不安感が解消された。また、各種委員会の活動等により法人職員として運営参画の意識が醸成されてきている。</p>	<p>3</p>

<p>(7)予算執行の弾力化等</p> <p>予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努める。</p> <p>また、契約においては、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図る。</p>	小項目 29	<p>複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図っている。</p>	3																											
<p>(8)収入の確保と費用の節減</p> <p>① 常勤医師の確保</p> <p>他の公立病院同様、医師確保が喫緊の課題であり、山梨大学医学部附属病院と関係を強化することで常勤医師の派遣を受けることを目指す。特に内科医、外科医、整形外科医及び泌尿器科医の早期採用を目指す。</p> <p>公募による常勤医師採用を視野に入れ、民間病院等のホームページを参考に、ホームページ上で医師の業務を動画で紹介する等の工夫をし、ホームページを閲覧した医師が興味を示すような画面作りに努める。</p> <p>② 収入の確保</p> <p>ア 地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床の稼働率向上を図り、収益を確保する。</p>	小項目 30	<p>医師転職斡旋業者へ当院の姿勢やメリットをアピールすることで、オファーが飛躍的に増加し、常勤医2名の採用を実現した。</p>	2																											
<table border="1" data-bbox="309 743 938 941"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>2017年度 実績</th> <th>2019年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">病床 利用率</td> <td>対許可病床比(197床)</td> <td>39.6%</td> <td>42.6%</td> </tr> <tr> <td>対稼働病床比 (2017年度 125床)</td> <td>62.4%</td> <td>69.9%</td> </tr> <tr> <td>2018年度以降 120床</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※病床利用率(%)=年延入院患者数/年延病床数×100</p> <p>イ 泌尿器科や腎臓内科等、透析医療を専門とする常勤医師を確保し、やむなく圏外の医療機関を受診している透析患者のニーズに応える。</p> <p>ウ 高度医療機器の稼働率向上のため、北都留医師会病院及び診療所のニーズを把握し、共同利用を提案する。</p> <table border="1" data-bbox="309 1203 938 1338"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2017年度実績</th> <th>2019年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機器撮影件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>CT</td> <td>3,158件</td> <td>3,360件</td> </tr> <tr> <td>MRI</td> <td>1,671件</td> <td>1,870件</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収など、収入確保に努める。</p>	区分		2017年度 実績	2019年度 目標値	病床 利用率	対許可病床比(197床)	39.6%	42.6%	対稼働病床比 (2017年度 125床)	62.4%	69.9%	2018年度以降 120床			区分	2017年度実績	2019年度目標値	医療機器撮影件数			CT	3,158件	3,360件	MRI	1,671件	1,870件	<p>収入の確保及び費用の削減については、常勤医師や看護師確保が思うように進まなかつたことにより、外来診療を非常勤医師に頼らざるを得なかつたことや3病棟を2病棟に縮小したことなどから、「中期目標」の目標数値を大きく下回ってしまったが、外部委託の複数年契約の採用、薬品、診療材料の調達コストの見直しや在庫管理を適正に実施し、院内在庫を必要最小限に抑えるとともに、後発医薬品を積極的に採用したことなどから目標数値を上回る経費の削減ができた。</p> <p>2019年度実績</p> <p>対許可病床比 37.1%(未達)</p> <p>対稼働病床比 60.9%(未達)</p> <p>消化器内科の医師確保を目指しているが、未実現。</p> <p>常勤医の5名が北都留医師会のメンバーとなっており、定例会などを通じて連携関係を築いている。また、MRI、CTなどの医療機器を北都留医師会をはじめとするクリニック・診療所の先生に利用していただいている。</p> <p>2019年度実績</p> <p>CT 3,249件(未達)</p> <p>MRI 1,556件(未達)</p> <p>医事課に配置した診療情報管理士により、従来の診療請求もれを適正に請求できるようになり、増収につながっている。</p>			
区分		2017年度 実績	2019年度 目標値																											
病床 利用率	対許可病床比(197床)	39.6%	42.6%																											
	対稼働病床比 (2017年度 125床)	62.4%	69.9%																											
	2018年度以降 120床																													
区分	2017年度実績	2019年度目標値																												
医療機器撮影件数																														
CT	3,158件	3,360件																												
MRI	1,671件	1,870件																												

才 施設基準の理解と日頃からの遵守に努める。
力 市外へ流出している患者数を把握し、デマンドタクシー等による患者の利便性向上による効果を検討する。

③ 費用節減

透明性、公平性の確保に十分留意しつつ民間病院の取組を参考に既存の外部委託等の見直しや複数年契約、複合契約等の多様な経営手法の導入、外部委託の活用などにより費用の削減に努める。薬品、診療材料の調達コストの見直しや在庫管理を適正に実施し、院内在庫を必要最小限に抑えるとともに、後発医薬品を積極的に採用する。

- ア 適正な後発医薬品の採用促進により患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。
- イ 薬品、診療材料等の適正単価を設定し、適正な在庫管理により費用節減に努める。
- ウ 業務委託の可否及び契約内容や契約方法等の変更を模索し、委託金額の抑制に努める。
- エ 無駄な電気の消灯や院内の温度設定などわずかな取り組みを継続して実施する。
- オ 契約方法や契約期間の見直しを進め、契約の必要性可否についても再検討する。具体的には、医療事務、給食、警備、清掃、薬剤、診療材料、寝具、洗濯等の委託業務について、複数年契約、包括的業務委託、委託業務の集約化等により合理化及び費用の節減を図る。
- カ 稼働していない医療機器等を把握し、機器入れ替え時又はリース契約更新等の際の参考とする。

区分	2017年度実績	2019年度目標値
後発医薬品使用率 (実績1~3月平均)	76.5%	87.5%
医業収益対委託費比率	15.7%	14.7%
医業収益対材料費比率	20.4%	19.0%

(9) 外部会計監査人の登用

地方独立行政法人法においては、一定の地方独立行政法人は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。地方独立行政法人大月市立中央病院は、会計監査人による監査の対象ではないが、独立した外部の専門家である会計士による会計監査や経営指導を積極的に受け入れ、透明性が高く、効率的・効果的な病院運営に努める。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置

不採算医療など政策的に必要な部門の経費については、市の財政支援を有効に活用するものの、その他の部門での採算性を向上することで、地方独立行政法人の経営原則である独立採算制の確立に努める。

また、意思決定機関である理事長及び理事で構成する理事会のほか、病院組織の体制を整備し、病院運営が的確に行える運営管理体制を構築する。年度計画の着実な達成に向け

用度課の熟練職員の配置により大きな成果を挙げている。

(同上)

当年度は移行初年度であり、本格実施に向け検討中。

(同上)

(同上)

用度課の熟練職員の配置により大きな成果を挙げている。

後発医薬品使用率 89.8%(達成)

医業収益対委託費比率 15.8%(未達)

医業収益対材料費比率 16.3%(達成)

小項目 31

当院は、地方独立行政法人法に定める会計監査人による監査の対象とはなっていないが、透明性の担保、効率的・効果的な病院運営を行うため外部の専門家である会計士による会計監査や経営指導の受け入れを引き続き検討していきたい。

2

大項目 3

小項目 32

中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、各種経営指標の目標値を詳細に設定するとともに、戦略会議及び診療会議において收支を定期的に分析し、継続的な改善に努めた。

3

て、各種経営指標の目標値を詳細に設定するとともに、各診療科・部門別の収支を定期的に分析し、継続的な改善の下での業務運営を実施する。

区分	2017年度実績	2019年度目標値
経常収支比率	95.3%	99.8%
医業収支比率	71.5%	77.9%
入院収益	902百万円	981百万円
1日当たり入院患者数	78.0人	83.9人
1日当たり入院単価	31,677円	32,031円
経常収益に対する市の繰入金比率	21.2%	21.0%
経常費用	2,959百万円	2,818百万円
医業収益対 統計区分	66.1%	60.1%
職員給与費比率 決算書区分	82.1%	77.5%

2019年度実績

- ・経常収支比率 102.7%(達成)
- ・医業収支比率 80.1%(達成)
- ・入院収益 872百万円(未達)
- ・1日当たり入院患者数 73.1人(未達)
- ・1日当たり入院単価 32,612円(達成)
- ・経常収益対市繰入金比率 22.1%(未達)
- ・経常費用 2,598百万円(達成)
- ・医業収益対職員給与費比率
統計区分 59.43%(達成)
決算書区分 76.15%(達成)

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療水準向上への貢献

(1)地域医療への貢献

地域の医療に貢献するため、地域の医療機関との連携を密にし、患者が安心して医療が受けられるように利便を高め、さらにかかりつけ医を推進し、地域医療の向上と地域包括ケアシステムの構築を目指す。

また、行政機関・介護機関と連携し、患者の生活の質の向上を目指し、在宅医療の推進と支援に努める。

大項目4

小項目33

常勤医の5名が北都留医師会のメンバーとなっており、定例会などを通じて関係を築いている。また、MRI、CTなどの医療機器を北都留医師会をはじめとするクリニック・診療所の先生に利用していただいている。

地域包括ケアシステムの構築に向けて市が主催する「地域包括ケア推進会議」に常勤医師及び地域連携担当者が参加した。

3

(2)地域の医療従事者の育成

他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護師及び薬剤師等の実習の受け入れ等を積極的に行い、地域における医療従事者の育成を進める。

小項目34

健康科学大学及び富士吉田市立看護専門学校の看護学生の実習を受け入れており、また、リハビリテーション科などで実習生を受け入れている。

4

(3)保健医療情報の提供

地域医療のネットワークにおける中核的病院として、診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防及び専門医療等に関する情報を他の医療機関等へ提供するとともに、ネットワーク内における地域医療情報を活用した遠隔診療の可能性について検討する。

小項目35

北都留医師会の先生との関係を深めながら、健康、疾病予防及び専門医療等に関する提供を行っていく。

2

2 医療機器の整備

医療機器の整備については、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施する。

小項目36

医療機器の整備については、用度課を中心に費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施することとしている。

3

3 施設整備の推進

富士・東部医療圏の健診の中心的役割を果たしている健診センター施設が利用人数に対して手狭であるため、施設の拡充について検討する。

小項目37

今年度は、健診センターの施設の拡充について検討を行わなかったが、今後の健診センターの受診者数等を推測しながら検討していく。

1

		実施状況
第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	
第6 短期借入金の限度額	1 限度額 500百万円	2019年度は、大月市からの出資金、交付金・負担金を計画的に納入していただき、短期借入金を要する資金不足の状況は発生せず、事業資金は長期借入金を除き、自己資金にて賄った。
2 想定される短期借入金の発生理由	(1)運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足への対応 (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費へ対応	万一の際は、年度内の収入予測を基に一時借り入れ等を行うことが想定されるが、実施の必要はなかった。 (同上)
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	なし	なし
第8 剰余金の用途	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の建替・整備又は医療機器の購入などに充てる。	2019年度は、剰余金を生じたため、病院施設の建替・整備又は医療機器の購入等に充てられるよう積み立てる。
第9 料金に関する事項	1 使用料 病院において診療又は検査を受ける者その他病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 使用の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下「点数表等」という。)により算定した額とする。 (2) 前号の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養に係る使用料の額は、一点の単価を二十円とし、別表第一又は別表第二に定める点数を乗じて算定するものとする。 (3) 前2号の規定により難い使用料は、別表により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(対応済)

2 文書料	(対応済)
病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から1通につき、5,500 円以下で理事長が定める額の文書料を徴収する。	
3 消費税が非課税の場合の使用料又は文書料	(同上)
前2項の場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものの使用料又は文書料の額は、それぞれ当該各項により算定した額に108分の100を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。なお、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は、算定方法及び前項の金額について、改正後の税率に従い変更する。	
4 労災保険適用の場合の使用料又は文書料	(同上)
前3項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用される場合の使用料又は文書料の額は、厚生労働省労働基準局長が定める労災診療費算定基準により算定した額とする。	
5 徹収猶予等	(同上)
(1)理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2)理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。 (3)理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4)既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
第10 地方独立行政法人大月市立中央病院の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項	
1 施設及び設備に関する計画	
大月市からの借入金等により医療機器 50 百万円の取得を予定している。	2019年度医療機器取得額 29,128 千円
2 人事に関する計画	
地域住民の医療ニーズの変化に応え、良質で安全な医療を提供するため、医師等の医療従事者や専門家など必要とされる優れた人材を採用していくとともに、適材適所の人事に努めていく。 職員が求められる役割に応じ、成果が適正に評価される人事給与制度を構築する。	2019年度は、医師等の医療技術者や専門家など各分野における経験者の採用に努めた。医療技術者は、2020年4月採用を含め、看護師4名、臨床工学技士1名、管理栄養士2名、理学療法士1名、事務局事務4名(1月)の経験者を採用し、自律性を高めることを目指している。
3 積立金の処分に関する計画	なし
なし	なし